

定スルコトニ決ス全詮衡ノ結果港灣従業員組合ハ加盟シ兼
認シ、製鉄労働組合聯合會ハ

一加入シ決議シタ機関ノ記録 二正式ニ俱樂部宛ニ申込
ヲ為ス旨聯合會本部ニ通知シテ其ノ結果加入シ承認スルコ
トニ決ス

追テ國際労働總會代表委員選出ニ対シテハ午後七時三十分
ヨリ小委員会ヲ開催シ決議シタルモ西尾末宏 坂本孝三郎
ノ両論アリテ決セズ 翌二十九日午後二時ヨリ委員会ヲ開
催シテ決議スルコトニ決シ散會セリ

右及申(通)報候也

別記

労働組合法要綱

一 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善及其他被雇者ノ共同利
益ノ保護増進ヲ目的トスル被雇者ノ団体又ハソノ聯合ヲ謂フ

二 本法ノ適用ヲ受ケントスル労働組合ハ代表者ハ組合規約ヲ添主タル事務所々在地ノ
地方長官ニ届出ルコトヲ要ス

三 労働組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 名称

二 目的

三 主タル事務所

四 組合員ノ資格ニ関スル規定

五 組合員ノ加入脱退ニ関スル規定 六 組合ノ大会其他ノ會議ニ関スル規定

七 組合ノ執行機関並ニ其他役員ノ権限資格及任免ニ関スル規定

八 加入金及組合費並ニ會計ニ関スル規定 九 組合規約ノ変更ニ関スル規定

十 組合ノ解散及合併ニ関スル規定

四 労働組合並ニ其事業ニ対シテハ諸税ヲ賦課セズ

五 労働組合ハ労働争議ニシキ役員其他組合員が他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償
スル責ニ任セズ

六 産主又ハソノ代理人ハ労働組合員タル故ヲ以テ被雇者ヲ解雇スル事ヲ得ズ
産主又ハソノ代理人ハ被雇者カ労働組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退
スルコトヲ雇傭条件トナスコトヲ得ズ